

静岡県立大学インキュベーション施設細則

令和6年2月20日 細則第72号

改正 令和6年4月1日、令和6年9月11日、令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、静岡県立大学における大学発ベンチャーの円滑かつ適切な支援を図るため、本学に設置したインキュベーション施設に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則に定めるインキュベーション室とは、静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（以下「認定規程」という。）第10条第1号に定めるインキュベーション室をいう。

(施設管理者)

第3条 施設管理者は、事務局長とする。

(使用資格)

第4条 施設の使用資格は、次の各号のいずれかに該当する者に与えるものとする。

- (1) 認定規程第3条第2項により認定された静岡県立大学発ベンチャーを興した者
- (2) 使用資格を与えることが、静岡県立大学にとって有益となると判断される者
- (3) 本学学生で起業を目的とする者

(使用資格の認定)

第5条 前条第2号における使用資格の認定は、施設管理者が行うものとする。

2 施設管理者が必要と認める場合は、産学官連携推進本部長を審査委員長に置き、産学官連携推進本部員のうち審査委員長が指定する者（2名以内）、教育研究推進部長及び地域・産学連携推進室長で構成する審査会による審査を経て、認否を判断することができる。

(申請及び許可)

第6条 第4条各号に規定する使用資格を有し、施設の使用を希望する者（以下「使用申請者」という。）は、使用申請書（様式第1号）により施設管理者に申請するものとする。

2 施設管理者は、前項の申請があったときは、施設の使用可否を決定し、使用許可証（様式第2号）を発行する。なお、決定の判断において、必要に応じ使用申請者に対し関連資料の提出を求め、又は面接等を行うことができる。

(利用期間)

第7条 インキュベーション室を利用することができる期間は、原則として5年を超えない期間とする。ただし、利用期間終了の3か月前までに申請を行うことにより、施設管理者が必要と認めた場合は、利用期間を延長することができる。

(契約の締結)

第8条 インキュベーション室の使用を許可された者（以下「使用責任者」という。）は、法人との間で利用目的、利用期間等必要な事項について契約を締結しなければならない。

(施設の使用料)

第9条 インキュベーション室の使用料は、静岡県公立大学法人固定資産貸付料等規則に従うもの

とする。

- 2 前項に規定する使用料は、第4条第1項第3号に規定する者が使用する場合は、免除することができる。

(管理費)

第10条 使用責任者は当該施設利用に際して、前条の施設の使用料とは別に、別表第一に定める管理費（電気料金（電灯、エアコン）、水道料金、施設の維持管理に要する費用）を負担しなければならない。

- 2 前項の管理費の支払方法については、別表第二に定める。

- 3 第1項に規定する管理費は、第4条第1項第3号に規定する者が使用する場合は、免除することができる。

(事務)

第11条 インキュベーション室の申請及び許可に関する事務は、事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室が処理する。

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、インキュベーション室の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年2月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年2月1日から施行する。

別表第一（第10条第1項関係）

インキュベーション室管理費（年額）

種別	施設名	管理費（税込）	
オフィスタイプ	7321 室（学生ホール3階）	平米単価×面積	
	7314 室（学生ホール3階）	平米単価×面積	
	13312 室 A 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 B 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 C 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 D 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 TENTO-a 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 TENTO-b 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 TENTO-c 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
	13312 室 TENTO-d 室（看護学部棟3階）	平米単価×面積	
ラボタイプ	個室	6202 室（薬学部棟2階）	子メーターによる月次徴収
	共同 利用室	13106 室（看護学部棟1階）	平米単価×使用面積
		13107 室（看護学部棟1階）	平米単価×使用面積

（注）平米単価＝直近3年間の光熱費（電気・水道）の平均額×減免率

（注）ラボタイプの個室は、子メーター（電気、ガス、水道使用量を計測）を使用責任者の費用において設置のうえ、月次の使用料金を負担する。

別表第二（第10条第2項関係）

支払方法

支払	方法	時期
原則：年額払い	事務局の発行する請求書により支払	契約した月の属する年度
例外：月額払い	事務局の発行する請求書により支払	

様式第2号（第6条関係）

静岡県大 第 号
年 月 日

静岡県立大学インキュベーション室使用許可証

使用申請者 様

静岡県立大学 事務局長

年 月 日付けで申請のあった、静岡県立大学インキュベーション室使用申請については、下記のとおり許可します。

なお、使用に当たり、賃貸借契約の締結をお願いします。

記

使用責任者	所属	職・氏名
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
使用施設	棟 室 (m ²)	
備考		